

## 入会・会費・負担金に関する Q&A

### 愛宕第二町内会

#### 《町内会の入会の手続き》

Q：町内会の入会の手続きを教えてください。

A：所定の書式により下記項目を記入して、お近くの町内会役員にお届けいただくか、メールで送信してください。

詳しくは、「**入会のしおり**」をご覧ください

- ① 名前（世帯主）
- ② 住所、マンション名と号室
- ③ 連絡先（電話番号、E-mail アドレス）
- ④ 生年月日（年齢）
- ⑤ 性別
- ⑥ 同居家族のお名前（いないときは「なし」）
- ⑦ 生年月日（年齢）
- ⑧ 性別
- ⑨ 続柄
- ⑩ 利用希望のごみステーション番号

① ②③⑩は必ずお書きください。

ごみステーション番号は、ごみ暦のページに設置場所があります。

それ以外の項目は任意ですが、町内の人口統計や福祉活動に必要です。可能な限りご記入をお願いします。

これらの「個人情報」は、厳重に管理し、町内会の活動以外に使うことはありません。

#### 《賃貸共同住宅の町内会費など費用について》

Q：オーナー会員マンションとは何ですか？

A：賃貸共同住宅（一棟 10 戸以上）の所有者や管理者が町内会に加入している賃貸共同住宅。  
年額＝1 棟の総戸数×400 円×80%×12 カ月

Q：負担金マンションとは何ですか？

A：町内会に加入できない事情がある場合、賃貸共同住宅の所有者や管理者が街灯費等の負担金を納入している賃貸共同住宅。

負担金額 (a) 1 棟 10 戸未満は、年額 8,000 円。

(b) 1 棟 10 戸以上では、年額＝月額 200 円×1 棟の総戸数×80%×12 か月での算出額。

Q：オーナー会員マンションの入居者ですが「町内会費」を支払う必要がありますか？

A：必要はありません。「入会手続き」が必要です。

Q：負担金マンションの入居者ですが、「町内会費」を払う必要がありますか？

A：必要です。年額2,400円（一般会員の半額）の納入と「入会手続き」が必要です。

Q：私が入居しているマンションが、オーナー会員マンションか負担金マンションかを知りたいのですが？

A：「お問い合わせ」ページよりより、当町内会におたずねください。

Q：オーナー会員マンション・負担金マンションでない賃貸共同住宅の入居者ですが、「町内会費」を払わなければなりませんか？

A：町内会は、そこに住む人たちが互いに協力して安全で安心、快適な毎日を送るための助け合いの組織です。ですから、是非ご加入をお待ちしています。

会費は、年額4,800円で年4回払いです。希望により、年額一回払いで銀行振り込みが可能です。「入会手続き」が必要です。

Q：オーナー会員マンション・負担金マンションでない賃貸共同住宅の入居者ですが、町内会に加入できない事情がある場合は？

A：街灯の電気料などの負担金協力者として、年額2,400円を銀行振り込みでお願いします。

Q：負担金の2,400円の内訳を教えてください。

A：街灯の電気料金の1/2（1/2は市からの補助金）+街灯設備の償却費+消耗品+維持管理費、ごみかご設備償却費+維持管理費などです。

#### 《会費の納入方法》

Q：銀行振り込み以外の納金はできますか？

A：原則、銀行振り込み、一回払いでお願いしています。

#### 《振り込み手数料》

Q：銀行振り込み手数料は？

A：町内会が負担します。

#### 《転居した場合の払い戻し》

Q：転居した場合には払い戻しがありますか。

A：払い戻しはありません。

以上